

第12回 湧水町農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和6年6月25日(火) 午前9時～午前10時28分
2. 開催場所 いきいきセンターくりの郷 研修室1. 2
3. 出席委員 13名
会長 15番 重村 耕一郎
会長代理
委員 2番 福島 昌信 9番 神掛 ちず子
4番 園山 秀国 10番 中尾 隆
5番 高橋 慶生 11番 竹ノ内 春則
6番 前田 格男 12番 興邊 雄次
7番 清水 隆一 13番 上水流 政俊
8番 萩原 とよ子 14番 上窪 華
4. 欠席委員 1番 梶 重明
5. 議事日程
 - (1) 開 会
 - (2) 議事日程について
 - (3) 議事録署名委員の指名について
 - (4) 会期の決定について
 - (5) 事務局報告
 - ① 合意解約報告書 (8件)
 - ② 農地法第3条の3第1項の規定による届出書 (3件)
 - ③ 農地中間管理事業の耕作者変更について (2件)
 - ④ 許可不要転用届 (1件)
 - (6) 付議事件及び順序について
 - 日程第1 農業経営基盤強化促進法の資格審査について (議案 1件)
 - 日程第2 農地法第3条に規定による所有権移転の許可申請について (議案 6件)
 - 日程第3 農地法第4条に規定による許可申請について (議案 3件)
 - 日程第4 農地法第5条に規定による所有権移転の許可申請について (議案 3件)
 - 日程第5 非農地証明願の申請審議について (議案 1件)
 - (7) その他農政一般事項
 - (8) 閉 会
6. 農業委員会事務局職員 事務局長 局長補佐 事務補助員

- 議 長 それでは只今から、第12回湧水町農業委員会定例総会を開催します。本日の会議を開きます。本日は、椿代理が所用のため出席できない旨の申し出がありました。日程にしたがい議事を進めます。議事日程につきましては、事前に配布したとおりです。
- 議 長 議事録署名委員を指名します。会議規則第23条第2項の規定により、本日の議事録署名委員は、12番興邊委員と13番上水流委員を指名します。
- 議 長 会期決定の件を議題とします。お諮りします。本総会の会期は、本日1日限りといたします。ご異議ございませんか。
- (異議なしの声あり)
- 議 長 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。次に、事務局報告に移ります。まず、合意解約申出書が8件提出されています。事務局の説明を求めます。
- 事 務 局 1ページになります。①合意解約申出書8件です。番号1。貸人、湧水町北方 ○○○○。借人、湧水町北方 ○○○○。土地の所在 木場字淵ノ子山○○ 田 ○○㎡。あっせん等の希望は無です。契約の期間、平成23年3月24日から令和13年3月31日。解約の理由、土地を売買するため。利用権の種類、使用貸借権。土地の引渡しの時期、令和6年5月20日。番号2。貸人、湧水町田尾原 ○○○○。借人、鹿児島市 ○○○○。土地の所在、田尾原字城ヶ鼻○○ 田 ○○㎡。あっせん等の希望は無です。契約の期間、令和5年3月31日から令和9年12月31日。解約の理由、基盤強化法への利用権設定変更。利用権の種類、賃借権。土地の引渡しの時期、令和6年6月30日。番号3。貸人、湧水町鶴丸 ○○○○。借人、鹿児島市 ○○○○。土地の所在、鶴丸上新田○○ 田 ○○㎡。あっせん等の希望は無です。契約の期間、平成28年12月31日から令和8年12月30日。解約の理由、土地を売買するため。利用権の種類、使用貸借権。土地の引渡しの時期、令和6年6月30日。番号4。貸人、湧水町川西 ○○○○。借人、鹿児島市 ○○○○。土地の所在、川西字走馬○○ 田 682 ㎡。あっせん等の希望は無です。契約の期間、令和2年2月1日から令和12年1月31日。解約の理由、土地を売買するため。利用権の種類、賃借権。土地の引渡し時期、令和6年6月30日。番号5。貸人、湧水町恒次 ○○○○。借人、鹿児島市 ○○○○。土地の所在 恒次字御前野○○ 田 他1筆 計2筆 ○○㎡。あっせん等の希望は無です。契約の期間、平成28年12月31日から令和8年12月30日。解約の理由 基盤強化法への利用権変更のため。利用権の種類、使用貸借権。土地の引渡しの時期、令和6年6月30日。番号6。貸人、湧水町北方 ○○○○。借人、鹿児島市 ○○○○。土地の所在 北方字

村前〇〇 田 〇〇㎡。あっせん等の希望は無です。契約の期間、令和2年12月1日から令和12年11月30日。解約の理由 基盤強化法への利用権設定内容変更のため。利用権の種類、使用貸借権。土地の引渡しの時期、令和6年6月30日。番号7。貸人、湧水町北方 〇〇〇〇。借人、鹿児島市 〇〇〇〇。土地の所在 北方字村前〇〇 田 他1筆 計2筆 〇〇㎡。あっせん等の希望は無です。契約の期間、令和2年12月1日から令和12年11月30日。解約の理由 基盤強化法への利用権設定内容変更のため。利用権の種類、使用貸借権。土地の引渡しの時期、令和6年6月30日。番号8。貸人、湧水町稲葉崎 〇〇〇〇。借人、鹿児島市 〇〇〇〇。土地の所在 稲葉崎字一ツ枝〇〇 田 〇〇㎡。あっせん等の希望は無です。契約の期間、平成31年2月1日から令和11年1月31日。解約の理由 耕作者を変更するため。利用権の種類、使用貸借権。土地の引渡しの時期、令和6年7月31日。以上です。

議 長 只今の事務局の説明に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声)

議 長 無ければ、以上で合意解約申出書 を終わります。

議 長 次に、農地法第3条の3第1項の規定による届出書が3件提出されています。事務局の説明を求めます。

事 務 局 3ページです。農地法第3条の3第1項の規定による届出書が3件です。番号1。権利取得者、鹿児島市 〇〇〇〇。権利取得日、令和6年4月1日。取得事由、相続。権利の種類、所有権。土地の所在、鶴丸字古田〇〇 地目は田 面積は〇〇㎡ 他2筆 田2筆 畑1筆の計3筆 合計面積は〇〇㎡です。あっせん等の希望は無です。次に番号2。権利取得者、湧水町北方 〇〇〇〇。権利取得日、令和6年3月28日。取得事由、相続。権利の種類、所有権。土地の所在、北方字立野原〇〇 地目は畑 面積は〇〇㎡。あっせん等の希望は無です。次に番号3。権利取得者、湧水町米永 〇〇〇〇。権利取得日、令和6年3月18日。取得事由、相続。権利の種類、所有権。土地の所在、米永字西玉〇〇 地目は田 面積は〇〇㎡。他1筆 計2筆 〇〇㎡。あっせん等の希望は無です。以上です。

議 長 只今の事務局の説明に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声)

議 長 無ければ、以上で農地法第3条の3第1項の規定による届出書を終わります。

議 長 次に、農地中間管理事業の耕作者変更について 事務局の説明を求めます。
事 務 局 それでは、説明いたします。資料の4ページをご覧ください。今回は、賃貸借の田が、1,073 ㎡。計も一緒です。資料の5ページに、個別明細がご

ございますのでお目通しをお願いいたします。以上です。

議長 只今の事務局の説明に対し、ご質問ご意見等ございませんか。

(なしの声)

議長 ご質問ご意見等が無ければ、以上で農地中間管理事業の耕作者変更についてを終わります。

議長 次に、許可不要転用届が1件提出されています。事務局の説明を求めます。
事務局 6ページです。許可不要転用届が1件です。届出人、湧水町米永 ○○○○。土地の所在、米永字鐘月○○ 登記および現況ともに地目は畑です。○○㎡のうち○○㎡を農業用倉庫として転用するものです。該当規定 農地法第4条第1項第8号及び同施行規則第29条第1項第1号の2 a 未満の農業用施設の場合に該当。その他参考となる事項 配置図・始末書が添付されていました。現地調査担当委員の意見といたしまして、令和6年6月17日午前9時55分頃、申請地の現地調査を行った。転用により周辺農地に影響を与える恐れがないため特に問題がないと判断した。以上です。

議長 只今の事務局の説明に対し、ご質問ご意見等ございませんか。

(なしの声)

議長 無ければ、以上で許可不要転用届についてを終わります。

議長 以上で、事務局報告を終わります。

議長 次に付議事件及び順序について に移ります。日程第1 議案第117号 農業経営基盤強化促進法の資格審査について を議題とします。まず、利用権設定の審査を行います。整理番号1号から整理番号15号まで、事務局の説明を求めます。

事務局 7ページです。日程第1 議案第117号。農業経営基盤強化促進法の資格審査について。(1)利用権設定です。整理番号1号から整理番号15号です。下の地区別集計表をご覧くださいと思います。左側の利用権設定の部分です。合計だけ申し上げます。田19,123㎡,畑5,871㎡,小計24,994㎡です。9ページをご覧ください。総括表です。これも合計だけ申し上げます。賃貸借分の田17,233㎡,畑4,901㎡ 計22,134㎡。次に使用貸借分の田1,890㎡,畑970㎡ 計2,860㎡です。合計で田が19,123㎡,畑5,871㎡,合計24,994㎡です。9ページ以降それぞれ書いてあります。詳細はお目通しください。

議長 まず、整理番号1号から整理番号3号を審査します。整理番号1号から整理番号3号については、農業委員会等に関する法律第31条 議事参与の制限に、14番上窪委員が抵触しますので、退席を求めるため 暫時休憩します。

(上窪委員退席)

- 議 長 休憩を閉じ，会議を開きます。整理番号1号から整理番号3号について，ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)
- 議 長 ご質問ご意見等がなければ，整理番号1号から整理番号3号については，承認することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)
- 議 長 異議なしと認めます。整理番号1号から整理番号3号については，承認することに決定しました。
- 議 長 上窪委員の出席を求めるため暫時休憩します。
(上窪委員着席)
- 議 長 休憩を閉じ会議を開きます。
- 議 長 次に，整理番号4号から整理番号15号を審査します。整理番号4号から整理番号15号までの事務局の説明に対し，ご質問ご意見等ございませんか。
(異議なしの声あり)
- 議 長 異議なしと認めます。整理番号4号から整理番号15号については，承認することに決定しました。
- 議 長 以上で，利用権設定の審査を終わります。
- 議 長 次に，所有権移転の審査を行います。
整理番号1号から整理番号4号について，事務局の説明を求めます。
- 事務局 7ページです。地区別集計表の真ん中です。合計だけ申し上げます。田が3,416㎡です。続きまして，総会資料の14ページをご覧ください。議案第117号。農業経営基盤強化促進法の資格審査について。(2)所有権移転の部です。整理番号1。土地の所在 川西字走馬〇〇 地目は田 農振内面積が〇〇㎡。渡人，北九州市 〇〇〇〇。受人，湧水町川西 〇〇〇〇。経営面積〇〇㎡です。利用目的は水稻。売買価格は〇〇万円。移転時期，引渡時期は令和6年6月25日。受人は認定農業者です。次に整理番号2。土地の所在 川西字走馬〇〇 地目は田 農振内 面積は〇〇㎡です。渡人，湧水町川西 〇〇〇〇。受人，湧水町川西 〇〇〇〇。経営面積〇〇㎡。利用目的は水稻。売買価格は〇〇万円。移転時期，引渡時期は令和6年6月25日。受人は認定農業者です。次に整理番号3。土地の所在 鶴丸字山角〇〇 地目は田 農振内 面積が〇〇㎡。渡人，湧水町鶴丸 〇〇〇〇。受人，湧水町鶴丸 〇〇〇〇。経営面積〇〇㎡です。利用目的は水稻。売買価格は〇〇万円。移転時期，引渡時期は令和6年6月25日。受人は認定農業者です。次に整理番号4。土地の所在 鶴丸字山角〇〇 地目は田 農振内 面積は〇〇㎡。渡人，始良市 〇〇〇〇。受人，湧水町

鶴丸 ○○○○。経営面積○○㎡。利用目的は水稲。売買価格は○○万円。移転時期，引渡時期は令和6年6月25日。受人は認定農業者です。以上です。

議長 それでは，順を追って審査します。まず整理番号1号について審査します。整理番号1号については，現地調査が行われていますので，調査委員の報告をお願いいたします。

10番 10番中尾が報告します。農業経営基盤強化促進法に係る議案第117号整理番号1の現地調査の報告をいたします。申請地，申請者及び場所等については，議案書と議案参考資料の1ページから3ページをご参照ください。申請内容は，売買による所有権移転です。受人は認定農業者です。耕作状況は，良好でした。農業経営基盤強化促進法の資格審査としては，受人の農業経営の規模など農業経営基盤強化促進法第19条第4項の要件を満たしていることを確認し，適格者であると判断しました。以上報告いたします。

議長 只今の調査委員の報告に対し，ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

議長 ご質問ご意見等がなければ，整理番号1号は調査委員の報告は承認相当ということです。承認相当と認め，承認することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。整理番号1号の所有権移転の資格審査については，承認することに決定しました。

議長 次に，整理番号2号について審査します。整理番号2号についても，現地調査が行われていますので，調査委員の報告をお願いいたします。

10番 10番中尾が報告します。農業経営基盤強化促進法に係る議案第117号整理番号の2の現地調査の報告をいたします。申請地，申請者及び場所等については，議案書と議案参考資料の1ページ，4ページ，5ページをご参照ください。申請内容は，売買による所有権移転です。受人は認定農業者です。耕作状況は，良好でした。農業経営基盤強化促進法の資格審査としては，受人の農業経営の規模など農業経営基盤強化促進法第19条第4項の要件を満たしていることを確認し，適格者であると判断しました。以上報告いたします。

議長 只今の調査委員の報告に対し，ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

議長 ご質問ご意見等がなければ，整理番号2号は調査委員の報告は承認相当ということです。承認相当と認め，承認することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

- 議 長 異議なしと認めます。整理番号 2 号の所有権移転の資格審査については、承認することに決定しました。
- 議 長 次に、整理番号 3 号について審査します。整理番号 3 号についても、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いいたします。
- 1 3 番 1 3 番上水流が報告します。農業経営基盤強化促進法に係る議案第 117 号整理番号の 3 の現地調査の報告をいたします。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の 1 ページ、6 ページから 7 ページをご参照ください。申請内容は、売買による所有権移転です。受人は認定農業者です。耕作状況は、良好でした。農業経営基盤強化促進法の資格審査としては、受人の農業経営の規模など農業経営基盤強化促進法第 19 条第 4 項の要件を満たしていることを確認し、適格者であると判断しました。以上報告いたします。
- 議 長 只今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)
- 議 長 ご質問ご意見等がなければ、整理番号 3 号は調査委員の報告は承認相当ということです。承認相当と認め、承認することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)
- 議 長 異議なしと認めます。整理番号 3 号の所有権移転の資格審査については、承認することに決定しました。
- 議 長 次に、整理番号 4 号について審査します。整理番号 4 号についても、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いいたします。
- 1 3 番 1 3 番上水流が報告します。農業経営基盤強化促進法に係る議案第 117 号整理番号の 4 の現地調査の報告をいたします。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の 1 ページ、8 ページ、9 ページをご参照ください。申請内容は、売買による所有権移転です。受人は認定農業者です。耕作状況は、良好でした。農業経営基盤強化促進法の資格審査としては、受人の農業経営の規模など農業経営基盤強化促進法第 19 条第 4 項の要件を満たしていることを確認し、適格者であると判断しました。以上報告いたします。
- 議 長 只今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)
- 議 長 ご質問ご意見等がなければ、整理番号 4 号は調査委員の報告は承認相当ということです。承認相当と認め、承認することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)
- 議 長 異議なしと認めます。整理番号 4 号の所有権移転の資格審査については、承認することに決定しました。

以上で、農業経営基盤強化促進法の資格審査について を終わります。

議 長

次に、日程第2 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について に移ります。議案第118号から議案第123号までの6議案を一括上程します。事務局の説明を求めます。

事 務 局

17ページです。日程第2 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について。議案第118号。権利，所有権移転。土地の所在，米永字久留須山〇〇 地目は田 農振内 他田16筆 畑7筆 計24筆 合計面積〇〇㎡。渡人，湧水町米永 〇〇〇〇。受人，湧水町米永 〇〇〇〇。労力総数4。申請事由は父からの受贈。次，議案第119号。権利，所有権移転。土地の所在，木場字渕ノ子山〇〇 地目は田 農振外 面積は〇〇㎡。渡人，湧水町北方 〇〇〇〇。受人，湧水町木場 〇〇〇〇。労力総数2。申請事由は規模拡大。売買価格は〇〇万円です。次，議案第120号。権利，所有権移転。土地の所在，木場字牧後〇〇 地目は畑 農振内 面積は〇〇㎡。渡人，湧水町木場 〇〇〇〇。受人，湧水町木場 〇〇〇〇。労力総数1。申請事由は叔母からの受贈。次，議案第121号。権利，所有権移転。土地の所在，木場字原田〇〇 地目は田 農振外 面積は〇〇㎡。渡人，福岡県 〇〇〇〇。受人，湧水町木場 〇〇〇〇。労力総数1。申請事由は叔母からの受贈。次，議案第122号。権利，所有権移転。土地の所在，木場字葛掛〇〇 地目は畑 農振外 面積は〇〇㎡。渡人，霧島市 〇〇〇〇。受人，湧水町木場 〇〇〇〇。労力総数1。申請事由は規模拡大。売買価格は〇〇円です。次，議案第123号。権利，所有権移転。土地の所在，木場字永迫〇〇 地目は畑 農振外 面積は〇〇㎡。渡人，霧島市 〇〇。受人，湧水町木場 〇〇。労力総数4。申請事由は規模拡大。売買価格は〇〇円です。以上です。

議 長

農地法第3条の許可区分は，湧水町農業委員会です。順を追って審議します。まず，議案第118号について審議します。議案第118号については，現地調査が行われていますので，調査委員の報告をお願いします。

12番

12番興邊が報告します。農地法第3条に係る議案第118号の現地調査の報告をいたします。調査日時，調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地，申請者及び場所等については，議案書と議案参考資料の10ページから29ページをご参照ください。調査事項の中で，現況地目は田及び畑です。地域との調和要件は，すべて整っており特に問題はありません。指導事項については，特にありませんでした。調査意見は，許可相当と見ました。以上報告します。

議 長

只今の調査委員の報告に対し，ご質問ご意見等ございませんか。

4番

4番園山です。受人は私と同世代ですが，後を継がれるのですか。

- 事務局 ほとんどの農地が贈与となっていますので、後を継がれるのではないかと
思われます。
- 議 長 他にございませんか。他にご質問ご意見等なければ、議案第 118 号は調査
委員の報告は許可相当ということです。許可相当と認め許可することにご
異議ございませんか。
(異議なしの声あり)
- 議 長 異議なしと認めます。議案第 118 号につきましては、許可相当と認め許可
することに決定しました。次に、議案第 119 号について審議します。議案
第 119 号についても、現地調査が行われていますので、調査委員の報告を
お願いします。
- 1 3 番 1 3 番上水流が報告します。農地法第 3 条に係る議案第 119 号の現地調査
の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙現地調査報告
書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書
と議案参考資料の 1 0 ページ、3 0 ページから 3 1 ページをご参照くださ
い。調査事項の中で、現況地目は畑です。地域との調和要件は、すべて整
っており特に問題はありません。指導事項については、特にありませんで
した。調査意見は、許可相当と見ました。以上報告します。
- 議 長 只今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)
- 議 長 ご質問ご意見等なければ、議案第 119 号は調査委員の報告は許可相当とい
うことです。許可相当と認め許可することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)
- 議 長 異議なしと認めます。議案第 119 号につきましては、許可相当と認め許可
することに決定しました。次に、議案第 120 号について審議します。議案
第 120 号についても、現地調査が行われていますので、調査委員の報告を
お願いします。
- 6 番 6 番前田が報告します。農地法第 3 条に係る議案第 120 号の現地調査の報
告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙現地調査報告書一
覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議
案参考資料の 1 0 ページ、3 2 ページから 3 3 ページをご参照ください。
調査事項の中で、現況地目は畑です。地域との調和要件は、すべて整っ
ており特に問題はありません。指導事項については、特にありませんで
した。調査意見は、許可相当と見ました。以上報告します。
- 議 長 只今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)
- 議 長 ご質問ご意見等なければ、議案第 120 号は調査委員の報告は許可相当とい

うことです。許可相当と認め許可することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第 120 号につきましては、許可相当と認め許可することに決定しました。次に、議案第 121 号について審議します。議案第 121 号についても、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。

10 番 10 番中尾が報告します。農地法第 3 条に係る議案第 121 号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の 10 ページ、34 ページから 35 ページをご参照ください。調査事項の中で、現況地目は畑です。地域との調和要件は、すべて整っており特に問題はありません。指導事項については、特にありませんでした。調査意見は、許可相当と見ました。以上報告します。

議長 只今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。

(なしの声あり)

議長 ご質問ご意見等なければ、議案第 121 号は調査委員の報告は許可相当ということです。許可相当と認め許可することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第 121 号につきましては、許可相当と認め許可することに決定しました。次に、議案第 122 号について審議します。議案第 122 号についても、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。

10 番 10 番中尾が報告します。農地法第 3 条に係る議案第 122 号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の 10 ページ、36 ページ、37 ページをご参照ください。調査事項の中で、現況地目は畑です。地域との調和要件は、すべて整っており特に問題はありません。指導事項については、特にありませんでした。調査意見は、許可相当と見ました。以上報告します。

議長 只今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。

(なしの声あり)

議長 ご質問ご意見等なければ、議案第 122 号は調査委員の報告は許可相当ということです。許可相当と認め許可することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第 122 号につきましては、許可相当と認め許可することに決定しました。次に、議案第 123 号について審議します。議案

第123号についても、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。

13番

13番上水流が報告します。農地法第3条に係る議案第123号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の10ページ、38ページから39ページをご参照ください。調査事項の中で、現況地目は畑です。地域との調和要件は、すべて整っており特に問題はありません。指導事項については、特にありませんでした。調査意見は、許可相当と見ました。以上報告します。

議長

只今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。

(なしの声あり)

議長

ご質問ご意見等なければ、議案第123号は調査委員の報告は許可相当ということですが、許可相当と認め許可することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長

異議なしと認めます。議案第123号につきましては、許可相当と認め許可することに決定しました。

議長

以上で農地法第3条に規定する所有権移転の許可申請についてを終わります。

議長

次に、日程第3 農地法第4条の規定による許可申請について を議題とします。議案第124号から議案第126号までの3議案を一括上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

日程第3 農地法第4条の規定による許可申請について 議案124号。土地の所在 川西字六ツ江〇〇，畑 農振外，面積〇〇㎡，地種2種。申請人 湧水町川西 〇〇〇〇。形態は転用です。用途は物置小屋。申請事由は、既に物置小屋を建築しており、正式に農地転用を申請したい。次、議案125号。土地の所在 恒次字陣ノ岡〇〇，畑 農振外，面積〇〇㎡，地種2種。申請人 湧水町木場 〇〇〇〇。形態は転用です。用途は山林。申請事由は、周囲を山林に囲まれており、鳥獣被害が多く生産性も低いいため、申請地に植林を行い活用したい。次、議案126号。土地の所在 幸田字池ノ下〇〇，畑 農振外，面積〇〇㎡，他1筆 計2筆 面積〇〇㎡。地種2種。申請人 湧水町幸田 〇〇〇〇。形態は転用です。用途は山林。申請事由は、周囲を山林に囲まれており、鳥獣被害が多く生産性も低いいため、申請地に植林を行い活用したい。以上です。

議長

順を追って審議します。まず議案第124号を審議します。議案第124号につきましては、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。

13番

13番上水流が報告します。農地法第4条に係る議案第124号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙現地調査報告書をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書、議案参考資料の40ページから44ページをご参照ください。周囲の状況は、北は宅地、東は山林、南は宅地、西は道路です。一般基準の他法令関係については、該当ありません。周囲の農地等への支障の有無については、特にありません。添付書類は、位置図、配置図、被害防除計画書及び誓約書、始末書等がありました。転用許可に関する調査意見は、農地転用に関する許可基準に照らし、「資力及び信用」、「転用の確実性」、「計画面積の妥当性」また、転用することによって生じる付近農地への支障等は、特に問題はないので転用適当と見ました。以上報告します。

議長

只今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

議長

ご質問ご意見等がなければ、議案第124号は、調査委員の報告は許可相当ということです。許可相当と認め、県知事に進達することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議長

異議なしと認めます。議案第124号につきましては、許可相当と認め県知事に進達することに決定しました。

議長

次に、議案第125号を審議します。議案第125号につきましても、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。

6番

6番前田が報告します。農地法第4条に係る議案第125号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙現地調査報告書をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書、議案参考資料の45ページから49ページをご参照ください。周囲の状況は、北は田、東は畑、南は山林、西は山林です。一般基準の他法令関係については、該当ありません。周囲の農地等への支障の有無については、すでに植林されており、東側に植えられたスギについては、将来、隣の畑に影響を与える恐れがあるので、隣接地と間を2m開けるため、引き抜いて他の場所へ植え直すよう指導しました。添付書類は、位置図、配置図、被害防除計画書及び誓約書、始末書等がありました。転用許可に関する調査意見は、農地転用に関する許可基準に照らし、「資力及び信用」、「転用の確実性」、「計画面積の妥当性」、また、転用することによって生じる付近農地への支障等は、特に問題はないので転用適当と見ました。以上報告します。

議長

只今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

- 議 長 ご質問ご意見等がなければ、議案第 125 号は、調査委員の報告は許可相当ということですが。許可相当と認め、県知事に進達することにご異議ございませんか。
- (異議なしの声あり)
- 議 長 異議なしと認めます。議案第 125 号につきましては、許可相当と認め県知事に進達することに決定しました。
- 議 長 次に、議案第 126 号を審議します。議案第 126 号につきましても、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。
- 1 2 番 1 2 番興邊が報告します。農地法第 4 条に係る議案第 126 号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙現地調査報告書をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書、議案参考資料の 4 5 ページ、5 0 ページから 5 3 ページをご参照ください。周囲の状況は、北は山林、東は山林、南は山林、西は道路です。一般基準の他法令関係については、該当ありません。周囲の農地等への支障の有無については、特にありません。添付書類は、位置図、配置図、被害防除計画書及び誓約書、始末書等がありました。転用許可に関しての調査意見は、農地転用に関する許可基準に照らし、「資力及び信用」、「転用の確実性」、「計画面積の妥当性」また、転用することによって生じる付近農地への支障等は、特に問題はないので転用適当と見ました。以上報告します。
- 議 長 只今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
- (なしの声あり)
- 議 長 ご質問ご意見等がなければ、議案第 126 号は、調査委員の報告は許可相当ということですが。許可相当と認め、県知事に進達することにご異議ございませんか。
- (異議なしの声あり)
- 議 長 異議なしと認めます。議案第 126 号につきましては、許可相当と認め県知事に進達することに決定しました。
- 議 長 以上で、農地法第 4 条の規定による許可申請について を終わります。
- 議 長 ここで、1 0 時 1 0 分まで暫時休憩いたします。
- 議 長 休憩を閉じ、会議を開きます。
- 議 長 次に、日程第 4 農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請について を議題とします。議案第 127 号から議案第 129 号までの 3 議案を一括上程します。事務局の説明を求めます。
- 事 務 局 2 0 ページです。日程第 4 農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請について。議案第 127 号。権利、所有権移転。所在、木場字宮ノ前〇〇。地目畑。農振外。〇〇㎡。地種は 3 種。渡人、湧水町木場 〇〇〇〇。

受人，湧水町木場 ○○○○。用途，駐車場，倉庫，菜園。申請事由，現在，駐車場と庭が手狭なため，拡張したい。次，議案第 128 号。権利，所有権移転。所在，木場字原田○○。地目田。農振外。○○㎡。地種は 3 種。渡人，福岡県 ○○○○。受人，湧水町稲葉崎 ○○○○。用途，一般住宅。申請事由，現在，賃貸借家住まいであるが，子供の成長に伴い手狭になってきたため，今回，申請地に自宅を建築し住居とするものである。次，議案第 129 号。権利，所有権移転。所在，北方字本村○○。地目畑。農振外。○○㎡。地種は 2 種。渡人，湧水町北方 ○○○○。受人，湧水町田尾原 ○○○○。用途，貸車両置き場。申請事由，近くで自動車販売業を営んでいるが，現在の敷地では車両置き場が手狭になってきたため，今回申請地に貸車両置き場を整備しようとするものです。以上です。

議長 それでは，順を追って審議します。まず議案第 127 号を審議します。議案第 127 号につきましては，現地調査が行われていますので，調査委員の報告をお願いします。

6 番 6 番前田が報告します。農地法第 5 条に係る議案第 127 号の現地調査の報告をいたします。調査日時，調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地，申請者及び場所等については，議案書と議案参考資料の 5 4 ページから 5 7 ページをご参照ください。周囲の状況は，北は宅地，東は宅地，南は宅地，西は道路です。一般基準の他法令関係については，該当ありません。また，周囲の農地等への支障の有無については，特にありません。添付書類は，事業計画書・位置図・配置図，被害防除計画書及び誓約書などがありました。転用許可に関しての調査意見は，農地転用に関する許可基準に照らし，「資力及び信用」，「転用の確実性」，「計画面積の妥当性」，また，転用することによって生じる付近農地への支障等は，特に問題はないので転用適当と見ました。以上報告します。

議長 只今の調査委員の報告に対し，ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

議長 ご質問ご意見等がなければ，議案第 127 号は，調査委員の報告は許可相当ということです。許可相当と認め，県知事に進達することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第 127 号につきましては，許可相当と認め県知事に進達することに決定しました。

議長 次に，議案第 128 号を審議します。議案第 128 号につきましても，現地調査が行われていますので，調査委員の報告をお願いします。

10 番 10 番中尾が報告します。農地法第 5 条に係る議案第 128 号の現地調査の

報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の54ページ、58ページから60ページをご参照ください。周囲の状況は、北は宅地、東は道路、南は宅地、西は畑です。一般基準の他法令関係については、該当ありません。また、周囲の農地等への支障の有無については、特にありません。添付書類は、事業計画書・位置図・配置図、被害防除計画書及び誓約書などがありました。転用許可に関する調査意見は、農地転用に関する許可基準に照らし、「資力及び信用」、「転用の確実性」、「計画面積の妥当性」、また、転用することによって生じる付近農地への支障等は、特に問題はないので転用適当と見ました。以上報告します。

- 議長 只今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
- 4 番 4番です。この議案第128号については、先の3条申請の議案第121号と関連があると思われます。1筆のものを分筆して、うち1筆については住宅を建築して、もう1筆は農地として利用するということですが、申請事由が新規就農となっておりますが、農業をされるということですか。
- 事務局 もともと1筆であったものを、今回分筆されて、うち1筆には住宅を建設されて、残りの1筆は会社勤めをされながら農業をされるということですか。
- 4 番 分筆をする必要があるのですか。
- 事務局 一般住宅を建設できるのは、500㎡以下という基準がございまして、それに合致する面積まで抑えて、残りを畑として利用するということですか。
- 4 番 この、都市計画用途地域ということで、建物を建てるのを推奨しているのかと思うわけですが、そのような場所でも新規就農と文言を使わないといけないのですか。菜園ということになると思うのですが。中古物件を購入する場合には、基準は甘いと思うのですがそこらへんはどうなるのですか。
- 事務局 今回の申請地は、都市計画区域内の農地であり、第1種住居地域となります。農地としては、第3種農地に区分されるわけですが、比較的転用が容易な地域内にある農地となりますが、この土地についてはそのまま農地として活用するということでしたので、3条申請となったわけでありまして。
- 4 番 参考までに、売買金額を教えてください。
- 事務局 全部で〇〇万円となっております。
- 議長 他にございませんか。他にご質問ご意見等がなければ、議案第128号は、調査委員の報告は許可相当ということですか。許可相当と認め、県知事に進達することにご異議ございませんか。
- (異議なしの声あり)
- 議長 異議なしと認めます。議案第128号につきましては、許可相当と認め県知

事に進達することに決定しました。

議長 次に、議案第 129 号を審議します。議案第 129 号につきましても、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。

12番 12番興邊が報告します。農地法第5条に係る議案第129号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の54ページ、61ページから63ページをご参照ください。周囲の状況は、北は道路、東は道路、南は宅地、西は宅地です。一般基準の他法令関係については、該当ありません。また、周囲の農地等への支障の有無については、特にありません。添付書類は、事業計画書・位置図・配置図、被害防除計画書及び誓約書などがありました。転用許可に関しての調査意見は、農地転用に関する許可基準に照らし、「資力及び信用」、「転用の確実性」、「計画面積の妥当性」、また、転用することによって生じる付近農地への支障等は、特に問題はないので転用適当と見ました。以上報告します。

議長 只今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

議長 ご質問ご意見等がなければ、議案第 129 号は、調査委員の報告は許可相当ということです。許可相当と認め、県知事に進達することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第 129 号につきましては、許可相当と認め県知事に進達することに決定しました。

議長 以上で、農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請についてを終わります。

議長 次に、日程第5 非農地証明願の申請審議についてを議題とします。議案第130号を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局 21ページです。日程第5 非農地証明願の申請審議について。議案第130号。土地の所在、稲葉崎字宮脇〇〇、地目は田 面積は1,914㎡ 外1筆計2筆 合計面積は〇〇㎡。願出人、愛知県 〇〇〇〇。所有者は本人です。非農地とする理由といたしまして、父〇〇〇〇が平成24年2月に亡くなり、それから耕作放棄地となっているため。非農地判定基準は湧水町農業委員会非農地証明交付基準第2条第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号です。以上です。

議長 議案第 130 号については現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いいたします。

12 番

12番興邊が報告します。非農地証明願いに係る議案第130号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の64ページから67ページをご参照ください。調査意見は、申請地は10年以上前から耕作放棄され、原野化が進み農地に行けない山林に囲まれた土地であり、今後農地への復元が困難な土地であると判断しました。なお周囲は山林等に接しているため周辺農地には影響はありません。以上のことから、非農地判断基準の第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号に該当することを確認したことから、非農地証明を発行することはやむを得ないと判断しました。

議 長 只今の調査委員の説明・報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等がなければ、議案第130号については調査委員の報告は非農地判定ということです。非農地と認め非農地証明を発行することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案130号につきましては、非農地と認め非農地証明を発行することに決定しました。

議 長 以上で、非農地証明願の申請審議についてを終わります。

議 長 次に、その他農政一般事項についてですが、皆様方から何かございませんか。
(なしの声あり)

議 長 無ければ、その他農政一般事項についてを終わります。以上で、本日付議されました議案は、全部終了いたしました。これで、第12回湧水町農業委員会定例総会を閉会します。

(閉会) 午前10時28分